



目 次	ページ
告 示	
○土砂災害特別警戒区域の一部の指定の解除	(防災砂防課) 1
◎海岸保全区域の指定及び告示の廃止	(港湾・海岸課) 1
公 告	
○令和3年度前期技能検定試験の実施	(雇用労働政策課) 1
○令和3年度随時実施技能検定試験の実施	() 4
○県営土地改良事業の計画の定め	(農業基盤課) 5
○森林病害虫等防除法による命令の内容となる事項(伐倒及び薬剤による防除)	(木材増産推進課) 6
○森林病害虫等防除法による命令の内容となる事項(薬剤による防除)	() 6
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 6
○令和3年二級建築士試験の実施	(建築指導課) 7
○令和3年木造建築士試験の実施	() 7
徳島県及び高知県参議院合同選挙区選挙管理委員会告示	
○徳島県及び高知県参議院合同選挙区選挙管理委員会委員長職務代理者の指定	(2・22揭示) 7
落札公告	
○落札者等の公告	(教育委員会事務局教育政策課) 7

告 示

高知県告示第141号
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「法」という。)第9条第1項の規定に基づき平成22年12月24日に土砂災害特別警戒区域として指定した次の区域について、同条第8項の規定に基づき当該区域の一部の指定を解除する。
なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県高

知土木事務所に備え置いて縦覧に供する。
令和3年3月2日
高知県知事 濱田 省司

- 1 箇所番号
I-1358
- 2 区域の名称
横浜・灘(2)
- 3 区域の所在地
高知市横浜(別紙図面のとおり)
- 4 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 5 土砂災害特別警戒区域としての指定を解除する区域
高知市横浜の一部の区域(別紙図面のとおり)
- 6 土砂災害特別警戒区域としての指定を解除する事由
区域の一部で宅地の建て替えに伴う地形変化が行われ、法第9条の政令で定める指定の基準を満たさなくなったため。

高知県告示第142号
海岸法(昭和31年法律第101号)第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる海岸を農林水産省農村振興局所管海岸保全区域として指定し、昭和39年12月高知県告示第487号(海岸保全区域の指定)は、廃止する。
令和3年3月2日
高知県知事 濱田 省司

- 大深浦海岸
- 1 基準点
宿毛市高砂5395番127地先に設けた点(基準^{ひょう}点)を基準点1とする。
 - 2 補助点
(1) 基準点1を基準として海上に基24及び基25を設定する。
(2) 基準点1を基準として陸側に基1から基23まで及び基26を設定する。
(3) 各補助点の位置は、次に掲げるとおりとする。
基1 基準点1から方位角343度55分21秒235.209メートルの点
基2 基1から方位角246度53分41秒296.313メートルの点
基3 基2から方位角281度59分17秒34.957メートルの点
基4 基3から方位角2度37分39秒23.187メートルの点
基5 基4から方位角276度32分20秒10.757メートルの点
基6 基5から方位角258度15分41秒18.378メートルの点
基7 基6から方位角279度15分40秒55.371メートルの点
基8 基7から方位角308度15分40秒11.449メートルの点
基9 基8から方位角281度33分46秒24.316メートルの点
基10 基9から方位角294度11分54秒16.904メートルの点
基11 基10から方位角262度24分35秒22.409メートルの点
基12 基11から方位角221度29分53秒83.976メートルの点

- 基13 基12から方位角232度20分45秒150.540メートルの点
- 基14 基13から方位角228度02分44秒216.637メートルの点
- 基15 基14から方位角130度24分06秒67.130メートルの点
- 基16 基15から方位角45度52分29秒177.821メートルの点
- 基17 基16から方位角316度34分56秒43.666メートルの点
- 基18 基17から方位角50度56分29秒186.130メートルの点
- 基19 基18から方位角66度36分14秒78.343メートルの点
- 基20 基19から方位角99度21分17秒147.319メートルの点
- 基21 基20から方位角149度32分35秒7.445メートルの点
- 基22 基21から方位角67度32分10秒59.916メートルの点
- 基23 基22から方位角193度31分43秒65.301メートルの点
- 基24 基23から方位角67度50分24秒211.514メートルの点
- 基25 基24から方位角163度44分31秒149.486メートルの点
- 基26 基25から方位角89度59分17秒71.677メートルの点

3 区域
基24から基26まで、基準点1、基1から基23まで及び基24の各点を順次に直線で結んだ線により囲まれた区域

公 告

職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)第66条第3項の規定により、令和3年度前期技能検定試験の実施について次のとおり公告する。
令和3年3月2日
高知県知事 濱田 省司

- 1 実施する等級、検定職種等
実施する等級並びに等級に応じ実施する検定職種及び作業は、次のとおりとし、実技試験及び学科試験によって行う。
(1) 一級及び二級職種
園芸装飾(室内園芸装飾作業)、造園(造園工事業)、鑄造(鑄鉄鑄物鑄造作業)、金属熱処理(一般熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業又は高周波・炎熱処理作業)、機械加工(普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、数値制御フライス盤作業、平面研削盤作業、円筒研削盤作業又はマシニングセンタ作業)、放電加工(数値制御形彫り放電加工作業又はワイヤ放電加工作業)、鉄工(製缶作業又は構造物鉄工作業)、建築板金(内外装板金作業又はダクト板金作業)、工場板金(曲げ板金作業又は打出し板金作業)、めっき(電気めっき作業)、仕上げ(治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業又は機械組立仕上げ作業)、切削工具研削(工作機械用切削工具研削作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、電気機器組立て(配電盤・制御盤組立て作業)、産業車両整備(産業車両整備作業)、建設機械整備(建設機械整備作業)、婦人子供服製造(婦人子供注文服製作作業)、家具

製作(家具手加工作業)、建具製作(木製建具手加工作業)、石材施工(石張り作業)、酒造(清酒製造作業)、とび(とび作業)、左官(左官作業)、ブロック建築(コンクリートブロック工事作業)、タイル張り(タイル張り作業)、畳製作(畳製作作業)、防水施工(ウレタンゴム系塗膜防水工事作業、アクリルゴム系塗膜防水工事作業、シーリング防水工事作業、改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事作業又はFRP防水工事作業)、内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事作業、木質系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業又は化粧フィルム工事作業)、熱絶縁施工(保温保冷工事作業)、サッシ施工(ビル用サッシ施工作業)、塗装(壁装作業)、塗装(建築塗装作業又は金属塗装作業)、写真(肖像写真デジタル作業)、商品装飾展示(商品装飾展示作業)及びフラワー装飾(フラワー装飾作業)

(2) 三級職種

園芸装飾(室内園芸装飾作業)、造園(造園工事作業)、鋳造(鋳鉄鋳物鋳造作業)、金属熱処理(一般熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業又は高周波・炎熱処理作業)、機械加工(普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、平面研削盤作業又はマシニングセンタ作業)、工場板金(曲げ板金作業又は打出し板金作業)、めっき(電気めっき作業)、仕上げ(機械組立仕上げ作業)、機械検査(機械検査作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、建築大工(大工工事作業)、とび(とび作業)、左官(左官作業)、ブロック建築(コンクリートブロック工事作業)、化学分析(化学分析作業)、塗装(金属塗装作業)、舞台機構調整(音響機構調整作業)、商品装飾展示(商品装飾展示作業)及びフラワー装飾(フラワー装飾作業)

(3) 単一等級職

塗料調色(調色作業)及び産業洗浄(高圧洗浄作業)

2 実施期日、実施場所等

(1) 実技試験

ア 実施期日

令和3年6月7日(月)から同年9月12日(日)までの間において、別途高知県職業能力開発協会が指定する日

イ 実施場所

別途高知県職業能力開発協会が指定する場所

ウ 手数料

検定職種ごとに次のとおりとする。

(ア) 一級、二級、三級(高等学校に在学する者その他の知事が別に定める者を除く。)及び単一等級職種

検定職種	実技試験の試験科目	手数料
------	-----------	-----

園芸装飾	室内園芸装飾作業	18,200円(35歳未満の者にあつては、9,200円)
造園	造園工事作業	
鋳造	鋳鉄鋳物鋳造作業	
金属熱処理	一般熱処理作業	
	浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業	
	高周波・炎熱処理作業	
機械加工	普通旋盤作業	
	数値制御旋盤作業	
	フライス盤作業	
	数値制御フライス盤作業	
	平面研削盤作業	
	円筒研削盤作業	
放電加工	数値制御彫り放電加工作業	
	ワイヤ放電加工作業	
鉄工	製缶作業	
	構造物鉄工作業	
建築板金	内外装板金作業	
	ダクト板金作業	
工場板金	曲げ板金作業	
	打出し板金作業	

めっき	電気めっき作業
仕上げ	治工具仕上げ作業
	金型仕上げ作業
	機械組立仕上げ作業
切削工具研削	工作機械用切削工具研削作業
電子機器組立て	電子機器組立て作業
電気機器組立て	配電盤・制御盤組立て作業
産業車両整備	産業車両整備作業
建設機械整備	建設機械整備作業
家具製作	家具手加工作業
建具製作	木製建具手加工作業
石材施工	石張り作業
酒造	清酒製造作業
建築大工	大工工事作業
とび	とび作業
左官	左官作業
ブロック建築	コンクリートブロック工事作業
タイル張り	タイル張り作業
畳製作	畳製作作業
防水施工	ウレタンゴム系塗膜防水工事作業
	アクリルゴム系塗膜防水

	工事作業
	シーリング防水工事作業
	改質アスファルトシート 常温粘着工法防水工事作業
	F R P 防水工事作業
内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ 工事作業
	木質系床仕上げ工事作業
	鋼製下地工事作業
	ボード仕上げ工事作業
	化粧フィルム工事作業
熱絶縁施工	保温保冷工事作業
サッシ施工	ビル用サッシ施工作業
化学分析	化学分析作業
表装	壁装作業
塗装	建築塗装作業
	金属塗装作業
塗料調色	調色作業
舞台機構調整	音響機構調整作業
写真	肖像写真デジタル作業
産業洗浄	高圧洗浄作業
商品装飾展示	商品装飾展示作業
フラワー装飾	フラワー装飾作業

機械検査	機械検査作業	15,100円(35歳未満の者にあつては、6,100円)
婦人子供服製造	婦人子供注文服製作作業	
備考 この表において「35歳未満の者」とは、技能検定における二級又は三級の実技試験を受検する者で、当該試験の実施日が属する年度の4月1日において35歳に達していないもの(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第2条の2第2項に規定する別表第一の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。)をいう。		

(イ) 三級職種(高等学校に在学する者その他の知事が別に定める者に限る。)

検定職種	実技試験の試験科目	手数料
園芸装飾	室内園芸装飾作業	12,100円(35歳未満の者にあつては、3,100円)
造園	造園工事作業	
鋳造	鋳鉄鋳物鋳造作業	
金属熱処理	一般熱処理作業	
	浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業	
	高周波・炎熱処理作業	
機械加工	普通旋盤作業	
	数値制御旋盤作業	
	フライス盤作業	
	平面研削盤作業	
	マシニングセンタ作業	
工場板金	曲げ板金作業	
	打出し板金作業	
めっき	電気めっき作業	

仕上げ	機械組立仕上げ作業	10,100円(35歳未満の者にあつては、2,900円)
電子機器組立て	電子機器組立て作業	
建築大工	大工工事作業	
とび	とび作業	
左官	左官作業	
ブロック建築	コンクリートブロック工事作業	
化学分析	化学分析作業	
塗装	金属塗装作業	
舞台機構調整	音響機構調整作業	
商品装飾展示	商品装飾展示作業	
フラワー装飾	フラワー装飾作業	
機械検査	機械検査作業	
備考 この表において「35歳未満の者」とは、実技試験の実施日が属する年度の4月1日において35歳に達していない者(出入国管理及び難民認定法第2条の2第2項に規定する別表第一の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。)をいう。		

- エ 問題の公表
実技試験の問題は、あらかじめ令和3年5月31日(月)に高知県職業能力開発協会に掲示して公表する。ただし、一部の職種については、問題の全部又は一部を公表しない。
- (2) 学科試験
ア 実施期日
検定職種ごとに次のとおりとする。
(ア) 一級、二級及び単一等級職種

検定職種	実施期日
造園 金属熱処理 産業車両整備 とび 防水施工 サッシ施工 塗装 産業洗浄	令和3年8月22日(日)
機械加工 鉄工 めっき 電子機器組立て 建設機械整備 婦人子供服製造 家具製作 建具製作 左官 畳製作 内装仕上げ施工 商品装飾展示	令和3年8月29日(日)
写真	令和3年9月1日(水)
園芸装飾 鋳造 放電加工 建築板金 工場板金 仕上げ 切削工具研削 電気機器組立て 石材施工 酒造 ブロック建築 タイル張り 熱絶縁施工 表装 フラワー装飾 塗料調色	令和3年9月5日(日)

(イ) 三級職種

検定職種	実施期日
園芸装飾 造園 鋳造 機械加工 工場板金 めっき 仕上げ 機械検査 電子機器組立て 建築大工 とび 左官 ブロック建築 化学分析 塗装 舞台機構調整 商品装飾展示 フラワー装飾	令和3年7月11日(日)
金属熱処理	令和3年8月22日

イ 実施場所
別途高知県職業能力開発協会が指定する場所

ウ 手数料
3,100円

3 受検の申請手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書(知事が別に定めるものとする。)

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面の写し

(2) 書類の提出先

高知市布師田3992番地4(高知県立地域職業訓練センター内) 高知県職業能力開発協会

なお、郵送による場合は、書留郵便によるものとし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。

(3) 書類の受付期間

令和3年4月5日(月)から同月16日(金)まで(郵送による場合は、令和3年4月16日付けの消印のあるものまで受け付ける。)

(4) 技能検定受検申請書の交付

技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)の用紙及び受検案内は、高知県職業能力開発協会に交付する。

なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に

「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書すること。

(5) 手数料の納付方法等

手数料は、申請書に添えて納付すること。

なお、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、当該試験に係る手数料の納付は要しない。

受検の申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は、返還しない。

4 合格者の発表等

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者には、高知県職業能力開発協会が書面で通知し、技能検定に合格した者の受検番号は、令和3年10月1日(金)に高知県立高知高等技術学校のホームページ(<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/151304/>)に掲載する。

なお、三級職種のうち同年7月11日に学科試験を実施する職種に係る技能検定に合格した者の受検番号については、同年8月27日(金)に高知県立高知高等技術学校のホームページ(<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/151304/>)に掲載する。

5 技能検定合格証書等の交付

一級又は単一等級の技能検定に合格した者には厚生労働大臣から、二級又は三級の技能検定に合格した者には高知県知事から、それぞれ合格証書が交付される。

また、技能検定に合格した者には、厚生労働大臣から合格した等級の技能士章が交付される。

6 その他

この技能検定について不明な点は、高知県立高知高等技術学校(電話番号088-847-6601)又は高知県職業能力開発協会(電話番号088-846-2300)に問い合わせること。

職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)第66条第3項の規定により、令和3年度随時実施技能検定試験の実施について次のとおり公告する。

令和3年3月2日

高知県知事 濱田 省司

1 実施する等級及び検定職種

実施する等級及び等級に応じ実施する検定職種は、次のとおりとし、実技試験及び学科試験によって行う。ただし、(1)に掲げる三級職種の試験については、当該職種に係る基礎級に合格した者に限り受検することができる。

(1) 二級及び三級職種

鋳造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、工場板金、仕上げ、電子機器組立て、電気機器組立て、冷凍空気調和機器施工、婦人子供服製造、紳士服製造、紙器・段ボール箱

製造、プラスチック成形、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、サッシ施工、塗装及び工業包装

(2) 基礎級

さく井、鋳造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、築炉、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウェルポイント施工、表装、塗装及び工業包装

2 実施期日、実施場所等

(1) 実技試験

ア 実施期日

令和3年4月1日(木)から令和4年3月31日(木)までの間において、別途高知県職業能力開発協会が指定する日

イ 実施場所

別途高知県職業能力開発協会が指定する場所

ウ 手数料

検定職種ごとに次のとおりとする。

検定職種	手数料
さく井 鋳造 鍛造 機械加工 金属プレス加工 鉄工 建築板金 工場板金 めっき アルミニウム陽極酸化処理 仕上げ ダイカスト 電子機器組立て 電気機器組立て	18,200円(35歳未満の者にあつては、9,200円)

プリント配線板製造
冷凍空調和機器施工
染色

ニット製品製造

紳士服製造

寝具製作

帆布製品製造

布はく縫製

家具製作

建具製作

紙器・段ボール箱製造

印刷

製本

プラスチック成形

強化プラスチック成形

石材施工

パン製造

ハム・ソーセージ・ベーコン製造

水産練り製品製造

建築大工

かわらぶき

とび

左官

築炉

タイル張り

配管

型枠施工

鉄筋施工

コンクリート圧送施工

防水施工

内装仕上げ施工

熱絶縁施工

サッシ施工

ウェルポイント施工

表装

塗装

工業包装

機械検査
婦人子供服製造

15,100円(35歳未満の者にあつては、6,100円)

備考 この表において「35歳未満の者」とは、技能検定における二級又は三級の実技試験を受検する者で、当該試験

の実施日が属する年度の4月1日において35歳に達していないもの(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第2条の2第2項に規定する別表第一の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。)をいう。

エ 問題の公表

実技試験の問題は、あらかじめ受検申請者に公表する。ただし、一部の職種については、問題の全部又は一部を公表しない。

(2) 学科試験

ア 実施期日

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間において、別途高知県職業能力開発協会が指定する日

イ 実施場所

別途高知県職業能力開発協会が指定する場所

ウ 手数料

3,100円

3 技能検定受検申請書の受付期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間において、随時受け付ける。

4 技能検定受検申請書の請求先及び提出先

高知市布師田3992番地4(高知県立地域職業訓練センター内) 高知県職業能力開発協会

なお、技能検定受検申請書(知事が別に定めるものとする。)の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書することとし、技能検定受検申請書を郵送により提出する場合は、書留郵便によるものとし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。

5 合格者の発表等

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者には、高知県職業能力開発協会が書面で通知し、技能検定に合格した者には、高知県知事から合格証書が交付される。

また、三級の技能検定に合格した者には、厚生労働大臣から三級の技能士章が交付される。

6 その他

この技能検定は、外国人の技能実習制度に係る研修成果の評価及び修得技能等の認定に活用するものである。

また、この技能検定について不明な点は、高知県立高知高等技術学校(電話番号088-847-6601)又は高知県職業能力開発協会(電話番号088-846-2300)に問い合わせること。

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、県営土地改良事業(野友地区農業競争力強化農地整備事業(区画整理))の計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧

に供する。

令和3年3月2日

高知県知事 濱田 省司

- 1 縦覧に供する書類
県営土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和3年3月2日から同月30日まで
- 3 縦覧場所
北川村役場
- 4 その他

この土地改良事業の計画については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

また、この土地改良事業の計画については、上記の審査請求のほか、この土地改良事業の計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は高知県知事となる。）、土地改良事業の計画の取消しの訴えを提起することができる。



森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、同条第1項第1号に掲げる命令の内容となる事項を次のとおり公表する。

令和3年3月2日

高知県知事 濱田 省司

- 1 区域及び期間
 - (1) 区域
高知市、安芸市、土佐清水市、安芸郡安田町及び芸西村並びに幡多郡大月町及び黒潮町の区域内に存する松林の区域のうち次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部木材増産推進課並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。）
 - (2) 期間
令和3年3月2日から令和4年3月20日まで
- 2 森林病虫害等の種類
松くい虫
- 3 行うべき措置の内容
松くい虫の付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木の伐倒及び薬剤による防除又は当該樹木の伐倒及びはく皮並びに松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。
- 4 命令をしようとする理由
1の(1)に掲げる区域の松林及びその周辺の区域の松林において前年度に松くい虫の被害が発生しており、本年度の気象条

件及び松くい虫の被害の発生状況からみて、3に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害がまん延し、1の(1)に掲げる区域の松林及びその周辺の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため

- 5 その他必要な事項
 - (1) 3に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。
 - (2) 3に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する林業事務所長にその旨を届け出なければならない。ただし、(3)により申請書を提出する場合は、この限りでない。
 - (3) 3に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する林業事務所長に提出するものとし、その提出があったときは、当該林業事務所長は、当該申請者が3に掲げる措置を行ったかどうかを確認して損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。
 - (4) 3に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が1の(2)に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、知事が当該措置の全部又は一部を行うことがある。
 - (5) 知事が(4)の措置を行った場合において、その費用の額が3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額を知事がその者から徴収することができる。



森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、同条第1項第4号に掲げる命令の内容となる事項を次のとおり公表する。

令和3年3月2日

高知県知事 濱田 省司

- 1 区域及び期間
 - (1) 区域
土佐清水市並びに幡多郡大月町及び黒潮町の区域内に存する松林の区域のうち、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部木材増産推進課並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。）
 - (2) 期間
令和3年3月2日から同年7月31日まで
- 2 森林病虫害等の種類
松くい虫
- 3 行うべき措置の内容

松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木に地上からの薬剤による防除を実施すること。

- 4 命令をしようとする理由
1の(1)に掲げる区域の松林及びその周辺の松林における過去の松くい虫被害の状況からみて、3に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害がまん延し、1の(1)に掲げる区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため
- 5 その他必要な事項
 - (1) 3に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。
 - (2) 3に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する林業事務所長にその旨を届け出なければならない。ただし、(3)により申請書を提出する場合は、この限りでない。
 - (3) 3に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する林業事務所長に提出するものとし、その提出があったときは、当該林業事務所長は、当該申請者が3に掲げる措置を行ったことを確認して損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。
 - (4) 3に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が1の(2)に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、知事が当該措置の全部又は一部を行うことがある。
 - (5) 知事が(4)の措置を行った場合において、その費用の額が3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受け取ることとなるべき損失補償金の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することができる。



都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

令和3年3月2日

高知県知事 濱田 省司

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
令和2年12月18日 2高都計第385号	宿毛市小深浦字モモノキサコ528番1ほか50筆	宿毛市桜町2番1号 宿毛市長 中平 富宏

~~~~~

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により、令和3年二級建築士試験を次のとおり行う。

なお、試験の実施に関する事務は、同法第15条の6第1項の規定に基づき、高知県指定試験機関である公益財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

令和3年3月2日  
高知県知事 濱田 省司

1 受験資格  
受験資格を有する者は、令和3年7月3日（土）において建築士法第15条各号のいずれかに該当する者とする。

2 受験の申込み手続  
(1) 受験申込みの受付期間及び受付時間  
ア 受付期間  
令和3年4月1日（木）から同月15日（木）まで  
イ 受付時間  
受付を開始する日の午前10時から受付を終了する日の午後4時まで  
(2) 受験申込みの方法  
公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（<https://www.jaeic.or.jp/>）において、必要な事項を入力して申し込むこと。  
なお、インターネットによる受験申込みが行えない正当な理由がある場合（身体に障害がありインターネットの利用が困難である等）は、令和3年4月7日（水）までに公益財団法人建築技術教育普及センターに申し出ること。

3 試験の日時及び場所  
(1) 試験の日時  
ア 学科の試験  
令和3年7月4日（日）午前10時10分から午後5時20分まで  
イ 設計製図の試験  
令和3年9月12日（日）午前11時から午後4時まで  
(2) 試験の場所  
高知市棧橋通二丁目11番6号 高知県立高知工業高等学校

4 受験手数料  
18,500円

5 合格者の発表及び合否の通知  
(1) 合格者の発表日  
ア 学科の試験の合格者  
令和3年8月24日（火）（予定）  
イ 設計製図の試験の合格者  
令和3年12月2日（木）（予定）  
(2) 合否の通知

学科の試験及び設計製図の試験の受験者には、それぞれ合否の判定結果を通知し、それぞれの試験の不合格者には、試験の成績を併せて通知する。

6 その他  
(1) 設計製図の試験の課題は、令和3年6月9日（水）頃から公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（<https://www.jaeic.or.jp/>）において公表する。  
(2) 受験に際し、身体に障害があるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受験申込み時にその旨を申し出ること。

~~~~~

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により、令和3年木造建築士試験を次のとおり行う。

なお、試験の実施に関する事務は、同法第15条の6第1項の規定に基づき、高知県指定試験機関である公益財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

令和3年3月2日
高知県知事 濱田 省司

1 受験資格
受験資格を有する者は、令和3年7月10日（土）において建築士法第15条各号のいずれかに該当する者とする。

2 受験の申込み手続
(1) 受験申込みの受付期間及び受付時間
ア 受付期間
令和3年4月1日（木）から同月15日（木）まで
イ 受付時間
受付を開始する日の午前10時から受付を終了する日の午後4時まで
(2) 受験申込みの方法
公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（<https://www.jaeic.or.jp/>）において、必要な事項を入力して申し込むこと。
なお、インターネットによる受験申込みが行えない正当な理由がある場合（身体に障害がありインターネットの利用が困難である等）は、令和3年4月7日（水）までに公益財団法人建築技術教育普及センターに申し出ること。

3 試験の日時及び場所
(1) 試験の日時
ア 学科の試験
令和3年7月11日（日）午前10時10分から午後5時20分まで
イ 設計製図の試験
令和3年10月10日（日）午前11時から午後4時まで
(2) 試験の場所

高知市棧橋通二丁目11番6号 高知県立高知工業高等学校

4 受験手数料
18,500円

5 合格者の発表及び合否の通知
(1) 合格者の発表日
ア 学科の試験の合格者
令和3年9月7日（火）（予定）
イ 設計製図の試験の合格者
令和3年12月2日（木）（予定）
(2) 合否の通知
学科の試験及び設計製図の試験の受験者には、それぞれ合否の判定結果を通知し、それぞれの試験の不合格者には、試験の成績を併せて通知する。

6 その他
(1) 設計製図の試験の課題は、令和3年6月9日（水）頃から公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（<https://www.jaeic.or.jp/>）において公表する。
(2) 受験に際し、身体に障害があるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受験申込み時にその旨を申し出ること。

徳島県及び高知県
参議院合同選挙区
選挙管理委員会告示

徳島県及び高知県参議院合同選挙区選挙管理委員会告示第1号
次の者が徳島県及び高知県参議院合同選挙区選挙管理委員会委員長職務代理者となった。
令和3年2月22日（揭示済）
徳島県及び高知県参議院合同選挙区選挙管理委員会委員長
土居 秀喜

1 住所
徳島県勝浦郡勝浦町大字久国字久保田8-1

2 氏名
中田 丑五郎

3 指定年月日
令和3年2月22日

落 札 公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

令和3年3月2日

高知県教育長 伊藤 博明

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
学習支援プラットフォーム構築等委託業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
高知県教育委員会事務局教育政策課 高知市丸ノ内一丁目7番52号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和3年1月12日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
和歌山電工株式会社 和歌山県田辺市神子浜一丁目20-12
- 5 随意契約に係る契約金額
52,140,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
公募型プロポーザル方式による随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
政令第11条第1項第1号に該当するため